

# 別紙

令和3年度さくら市保育料(利用者負担額)徴収基準額表(月額) ※2・3号認定

(単位:円)

階層区分	定義	月 額								
		3号認定				2号認定				
		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	1	生活保護世帯								
B1	2	市民税非課税世帯								
B2	3	市民税所得割非課税世帯		8,000 (0)	7,900 (0)	7,000 (0)	6,900 (0)			
C1	4	市民税所得割課税世帯	48,600円未満		12,000 (5,500)	11,800 (5,400)	11,000 (4,500)	10,800 (4,400)		
C2	5		48,600円以上57,700円未満		20,000 (6,000)	19,700 (5,990)	17,000 (5,100)	16,700 (5,080)		
C2	5		57,700円以上72,800円未満		20,000 (6,000)	19,700 (5,990)	17,000 (5,100)	16,700 (5,080)	0	
C3	6		72,800円以上77,101円未満		27,000 (8,100)	26,500 (8,060)	23,000 (6,900)	22,600 (6,870)		
C3	6		77,101円以上97,000円未満		27,000	26,500	23,000	22,600		
C4	7		97,000円以上133,000円未満		33,000	32,400	27,000	26,500		
C5	8		133,000円以上169,000円未満		37,000	36,400	30,000	29,500		
C6	9		169,000円以上235,000円未満		47,000	46,200	38,000	37,400		
C7	10		235,000円以上301,000円未満		49,000	48,200	45,000	44,200		
C8	11		301,000円以上		52,000	51,100	49,000	48,200		

1. 母子(父子)世帯、在宅障がい児(者)を有する世帯等に該当すると認定された場合、保育料の一部が軽減されます。軽減の対象は、上記の認定がされた世帯のうち、保育料徴収基準額表の「B1(2)・B2(3)」もしくは「C1(4)・C2(5)・C3(6)」の階層区分に該当する世帯であり、軽減後の保育料は、表中の( )内の金額になります。

2. 3歳～5歳の全世帯と0歳～2歳の市民税非課税世帯は、幼児教育・保育無償化の制度により保育料が0円となりました。

◎保育料の算定方法について

保育料は、児童の年齢と児童の父母の市町村民税額により決定します。ただし、同居している祖父母がいる場合、その祖父母の所得も含める場合もあります。年度途中で児童が誕生日を迎えても、年度期間中は当年度4月1日現在の年齢の保育料をお支払いいただきます。

◎無償化後の給食費の取り扱いについて

3～5歳児は全世帯において保育料が無料となりますが、給食費については徴収が発生することとなります。ただし、年収360未満相当の世帯に属する児童、第3子以降の児童については副食費も免除します。

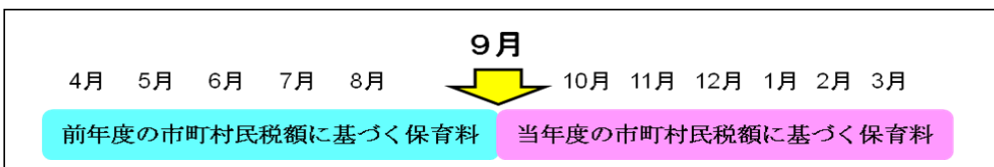
◎市町村民税の年度切替えに伴い、毎年9月が保育料・副食費免除の切替時期になります

4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分については当年度の市町村民税額(税額控除されている場合は**控除前**の額(※))を基準に保育料や副食費免除を決定します。

前年度と当年度の所得の差が大きい場合や、世帯状況に変更があった場合などは、年度途中で保育料や副食費免除の有無が変更となる場合があります。

◆イメージ図

(※)税額控除とは、調整控除以外(住宅借入金特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等)のことをいいます。



◎多子世帯の保育料負担軽減

表中の「階層区分」により、多子のカウント方法が異なります。

①市民税所得割課税額57,700円以上の世帯

3号認定を受けて保育園、幼稚園、認定こども園等を利用している児童であり、小学校就学前の範囲内に児童が同一世帯から2人以上いる場合、その範囲内において、最年長の児童から順に、第1子は全額負担、第2子は半額となります。

第3子以降については上記の年齢制限を撤廃し、無料となります。(別に免除申請書が必要です。)

第3子以降のカウント方法は、他に生計の途がなく、保護者が扶養している22歳未満の学生等からカウント対象となります。

②市民税所得割課税額57,700円未満～48,600円未満の世帯

年齢制限を撤廃し、第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

③市民税所得割課税額非課税の世帯

年齢制限を撤廃し、第1子は全額、第2子以降は無料となります。

④ひとり親世帯等で、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯

年齢制限を撤廃し、第1は全額、第2子以降は無料となります。

◎保育料の支払方法について

保育料は、原則、口座振替による納入をお願いしています。

なお、毎月の引き落としの領収書発行はいたしません。通帳等を記帳していただきご確認をお願いいたします。

引き落としができなかった場合は、入所中の保育施設またはご自宅あてご連絡をさせていただきますので、現金にて速やかに納入してください。

家庭の事情等により納入が難しい場合は、早急に納付相談をお願いいたします。

**一定期間支払いがない場合、督促状の送付・児童手当からの充当・保育の停止等の措置をとらせていただきます。**

入園先の保育施設	納入先	納入方法	支払日
市内公立保育園(※1) 市内私立保育園 市外私立保育園	さくら市役所	口座振替	毎月25日 ※25日が土日祝の場合はその翌平日
市外公立保育園 地域型保育事業所(※2) 認定こども園(保育園部)	各施設	各施設にお問い合わせください	各施設にお問い合わせください

(※1)市内公立保育園は、3歳～5歳児クラスに在籍するお子さんの給食費も同様の方法でお支払いいただきます。それ以外の保育施設は各施設にお問い合わせください。

(※2)地域型保育事業所とは、小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭の保育事業所・居宅訪問型保育事業所のことをいいます。